

令和6年度 第1回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和6年4月4日（木）午後1時30分から午後2時10分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 14人

今 野 正 章	辻 千 太 郎	小 谷 信 江
以 倉 孝 弘	柳 下 清 隆	寺 島 あつ子
霜 野 市 和	谷 野 保 博	田 中 宏
山 崎 勝 喜	北 尻 芳 孝	奥 野 正 作
田 中 正 剛	松 本 智恵子	

(3) 欠席委員 0人

なし

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 13人

小 林 義 博	井 上 和 夫	光 田 裕 次
数 田 清 文	中 尾 美 昭	高 岡 一 平
塔 本 順 一	松 下 孝 彦	岸 田 勝 夫
田 中 利 幸	岡 所 次 郎	北 條 一 宜
登り山 正 嗣		

(5) 欠席委員

なし

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長 小 走 伸 吾

事務局次長 左 手 憲 一

主 幹 長 野 諭

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

4 付議事項

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の決定について
(農地中間管理事業分)
- 議案第 6 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について
- 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第 3 号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長
専決処分の報告について
- 報告第 4 号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務
局長専決処分の報告について
- 報告第 5 号 事務局職員の人事発令について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和6年度第1回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において以倉孝弘委員、柳下清隆委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中14名でございます。また、農地利用最適化推進委員は13名の出席をいただいております。

続きまして、抜粋表の3ページの訂正がございます。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の受付番号第39号の登記面積を1,546平方メートルに修正お願いいたします。続きまして、付議案件綴の3ページの訂正がございます。1 農地の表示の面積を5,880平方メートルへ修正お願いいたします。続きまして、2 農地の種別の面積も同じく5,880平方メートルへ修正お願いいたします。訂正は以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第5号「事務局職員の人事発令について」までの計11件であります。

それではまず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第58号をご説明いたします。

受付番号第58号は、申請地が中区上之と中区陶器北で市街化調整区域内にあり周辺は田、道路及び宅地に囲まれており、地目は田3筆、

面積は合計1,201平方メートルで現在ハウスと保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第13号をご説明いたします。

受付番号第13号は、自己転用するものです。申請人は中区陶器北に居住する農業者で、申請地は中区福田の畑1筆、面積は112平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、近隣の福祉事業者から従業員増員に伴う駐車場の要望があったため、既設駐車場の隣接にある本申請地を露天駐車場として拡張し使用するものです。

申請は令和6年3月19日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地で

す。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内に U 字溝を設置し、北側の既設 U 字溝に放流する計画です。周囲にはネットフェンスとブロック塀を設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第 3 5 号から第 3 9 号をご説明いたします。

まず、受付番号第 3 5 号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が中区小阪に居住する不動産賃貸業を開業する個人で、申請地は南区梶の田 1 筆、面積は 4 6 9 平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、本申請地に隣接する事業所から事業拡大に伴う駐車場の要望があったため、本申請地を譲り受け、露天駐車場として賃貸するものです。

申請は令和 6 年 3 月 2 1 日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、自然浸透及び東側側溝から北側水路に放流する計画です。周囲にはブロックを3段積のうえフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第36号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が中区辻之に居住する方2名で、申請地は中区辻之の田1筆、面積は261平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、自宅の庭を駐車場に整備したため手狭となり、植木及び物置の場所が緊急に必要となったため、自宅の隣接にある本申請地を取得し住宅敷地の一部として使用するものです。

申請は令和6年3月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透及び北側道路側溝に排水する計画です。周囲にフェンス等は設置いたしません、特に支障はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第37号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は土木・建築業を営む法人で、申請地は南区稲葉3丁の田3筆、面積は合計2,537平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大により現在使用している資材置場が手狭となったため、近距離にある本申請地を譲り受け、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和6年3月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水につ

いては自然浸透及び東側から水利組合管理水路に放流する計画です。周囲にはブロックを3段積のうえフェンス設置及び既設コンクリート擁壁を利用する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第38号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が小売業を営む法人で、申請地は南区豊田の田1筆、面積は1,067平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、営業する店舗の来客用駐車場が手狭となり、緊急に必要となったため、近隣にある本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和6年3月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は、農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内に新設集水桝を設置し、北側の既設雨水桝に放流する計画です。周囲には、ブロック3段から4段設置のうえフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第39号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が小売業を営む法人で、申請地は南区豊田の田1筆、面積は1,546平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、営業する店舗の来客用駐車場が手狭となり、緊急に必要となったため、近隣にある本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和6年3月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は、農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内に新設集水桝を設置し、北側の既設雨水桝に放流する計画です。周囲には、ブロック3段から4段設置のうえフェンスを設

置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

ただし、受付番号第180号と第181号につきましては、今野正章委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第167号から第179号と第182号から第189号をご説明いたします。

まず、受付番号第167号は、申請地は西区山田4丁の田2筆、面積は合計1,084平方メートルで、現在うねの状態です。再設定で賃借権による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第168号は、申請地は南区稲葉3丁の田4筆、面積は合計3,366平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第169号は、申請地は南区稲葉3丁の田1筆、面積は2,271平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第170号は、申請地は西区太平寺の田2筆、面積は合計1,190平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第171号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は1,177平方メートルで、現在うねの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第172号は、申請地は東区石原町1丁の田1筆、面積は859平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第173号は、申請地は北区野遠町の田2筆、面積は合計2,785平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第174号は、申請地は美原区多治井の田1筆、面積は1,408平方メートルのうち800平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は5年です。

次に、受付番号第175号は、申請地は美原区阿弥の田1筆、面積は1,540平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第176号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は965平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第177号は、申請地は南区豊田の田2筆、面積は合計2,108平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第178号は、申請地は美原区大饗の田1筆、面積は1,140平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第179号は、申請地は東区石原町3丁の田2筆、面積は合計1,099平方メートルで、現在野菜及びうねの状態です。

新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第182号は、申請地は北区中村町の田2筆、面積は合計2,254平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第183号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は581平方メートルで、現在うねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第184号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は1,100平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第185号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は1,236平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第186号は、申請地は西区菱木4丁の畑1筆、面積は1,014平方メートルのうち500平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は5年3ヶ月です。

次に、受付番号第187号は、申請地は美原区小寺の田1筆、面積は955平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第188号は、申請地は中区深井畑山町の畑2筆、面積は合計1,603平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第189号は、申請地は西区草部の田畑3筆、面積は合計2,142平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」の受付番号第180号と第181号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、今野正章委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第180号と受付番号第181号をご説明いたします。

まず、受付番号第180号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は581平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第181号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は2,350平方メートルで、現在耕うん済及び一部野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

せんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、今野正章委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。ただし、受付番号第190号につきましては、田中正剛委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第5号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第191号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

受付番号第191号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は380平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。
続きまして、議案第5号の受付番号第190号をご審議いただきます。
本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち
「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、
田中正剛委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第5号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第190号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

受付番号第190号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は725平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10ヶ月です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のと

おり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

審議が終わりましたので、田中正剛委員の退席をときます。

(入室・着席後)

議長 続きまして、議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」をご説明いたします。お手元の別紙「議案説明書 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」をご覧ください。

本指針は、農業委員会の必須事務である担い手への農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に対する指針を定めるもので、農業委員会委員の任期満了に伴う選任後の翌年初めに改定を行うものです。

まず1ページ目、第1は、基本的な考え方、となっております。

次に、1ページ目の半分から下、第2「具体的な目標と推進方法」をご覧ください。

「1. 農地の集積（認定農業者等の担い手への農地の集積）」の表について、令和6年3月末現在で、管内の農地面積は1,026haとされています。これは、堺市農業経営基盤強化促進基本構想で用いる定義の面積です。

下段の「目標」ですが、令和5年度第14回総会 議案第74号において承認していただきました、「最適化活動の目標の設定等」と同様、最終を令和16年3月末、つまり令和15年度末としております。管内の農地面積と集積面積は、10年後と長い期間であるため数値は入れず、斜線を引いております。

集積率は、堺市農業経営基盤強化促進基本構想の目標と同じ36%としております。ただし、担い手の定義については、農林水産省通知による「最適化活動の目標の設定等」と同じものとします。

次に、2 ページ目をご覧ください。「2. 遊休農地の解消」の表ですが、こちら、「最適化活動の目標の設定等」と同様の考え方としております。この目標の設定においては、令和4年4月から令和9年3月までの5年間に、緑区分の遊休農地をゼロにするという目標を設定することが農林水産省通知で求められていますので、同じ目標といたしました。黄色区分の遊休農地については、現状ゼロで、令和9年3月においてもゼロであることを目標としております。

次に、2 ページ目の、「3. 新規参入の促進」の表をご覧ください。新規参入については、令和5年度までの実績を記載しております。

目標としては、これまでの実績を勘案し、令和9年3月末までの3年間で、合計24経営体、3haの新規参入を目標といたしました。

遊休農地の解消目標及び新規参入の促進目標については、次回のこの指針の、改定時期、つまり3年後の令和9年3月末に合わせ、最終目標を設定しております。

担い手への農地の集積のみ、基本構想に基づき、最終目標を令和16年3月末としております。

なお、各目標の「推進方法」の内容として、1. 農地の集積 2 遊休農地の解消 3. 新規参入の促進 それぞれに、地域計画に関する記述を盛り込みました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり改定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり、議決日付で改定するものとします。

続きまして、報告第1号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第4号「農地の地目変更

登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第1号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第4号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括してご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は14件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は8件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第3号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は3件ございました。まず、受付番号第26号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。受付番号第27号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第28号は、申出者が子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも、案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第4号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。まず受付番号第58号は、申請地が中区見野山の畑2筆、面積は合計913平方メートル、現況は更地、経過年数は15年以上、次に受付番号第59号は、申請地が南区泉田中の田1筆、面積は195平方メートル、

現況は宅地、経過年数は75年以上、次に受付番号第60号は、申請地が南区美木多上の田1筆、面積は43平方メートル、現況は更地、経過年数は45年以上、次の受付番号第61号は申請人の取り下げにより欠番、次に受付番号第62号は、申請地が西区太平寺の田3筆、面積は合計1,784平方メートル、現況は駐車場と資材置場、経過年数は15年以上でいずれも非農地でした。総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第1号から第4号までは承認されました。

続きまして、報告第5号「事務局職員の人事発令について」を議題とします。報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第5号「事務局職員の人事発令について」をご説明いたします。令和5年度第14回総会 議案第75号「事務局職員の人事発令について」において、新規採用者2人につきましては、令和6年4月1日付けの、堺市での発令時に氏名が判明するもので、農地課又は農水産課と農業委員会事務局を兼務する職員として同日付けで発令済であるため、本総会において報告案件として付議するものでございます。

それでは、読み上げさせていただきます。

まず、農地課と農業委員会事務局職員を兼務するものです。

事務職員 佐古 みなみ 兼ねて堺市農業委員会事務局事務職員に任命する。農業委員会事務局勤務を命ずる。

次に、農水産課と農業委員会事務局職員を兼務するものです。

事務職員 平山 大心 兼ねて堺市農業委員会事務局事務職員に任命する。農業委員会事務局勤務を命ずる。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第5号は承認されました。以上で、令和6年度第1回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第1号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第2号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第3号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第4号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第5号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第6号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第1号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第2号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第3号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第4号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第5号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会 長 北 原 芳 子

委 員 以 倉 孝 弘

委 員 柳 下 清 隆

